

安全保障理事会決議 2122 (2013)

2013年10月18日の、安全保障理事会第7044回会合にて採択

安全保障理事会は、

決議 1325 (2000)、1820 (2008)、1888 (2009)、1889 (2009)、1960 (2010) および 2106 (2013) 並びに安保理議長に関連する全ての声明の、相互に補強し合うやり方の、継続したまた完全な履行に対する安保理の公約を再確認し、

北京宣言および行動プラットフォームの公約を想起しそして女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、その選択議定書に対する締約国の義務を再確認し、そしてまだそれらの批准若しくは加入をしていない国家に対し、そうすることを考慮することを促し、

国際連合憲章の目的および原則並びに国際の平和および安全の維持に対する憲章の下での安全保障理事会の主要な責任を念頭に置きつつ、またこれに関連して、本決議の焦点が、女性、平和および安全の議題の履行であることに留意し、

女性のそして女兒の能力と地位の向上並びにジェンダー平等が、国際の平和と安全の維持に対する取組に対して重要であることを再確認し、そして決議 1325 (2000) の完全な実施に対する持続している障壁は、女性の能力と地位の向上、参加および人権に対して打ち込んだ公約を通してまた意思決定のあらゆるレベルでの女性の関与を構築するための足並みを揃えた指導力、終始一貫した情報および行動、並びに支援を通してのみ、取り除かれることを強調し、

2013年9月4日の事務総長報告書および防止や保護におけるものを含む、幾つかの分野を通じた良い慣行の進展と出現並びに武力紛争や紛争後の状況における女性に対する暴力の監視、予防および起訴に焦点を絞った政策および運用のめざましい高まりに感謝の念をもって留意し、しかし人権侵害から守ること、指導力を行使する女性の機会、彼女たちの必要性に対処するために提供される資源および彼女たちの権利を行使するのに役立つ資源、女性の参加および保護を先に進めるための決議 1325 (2000) とその後の諸決議の実施に関与した全ての行為者の能力と公約におけるものを含む、女性、平和および

安全の課題における頑固な履行不足に深い懸念を残しつつ、

不平等な公民の身分の権利、庇護法のジェンダーに偏った適用、および多くに状況において生ずる身元特定文書の登録や利用に対する制限の結果としての、とりわけ強制的な移送に関連した、武力紛争および紛争後の状況における女性の悪化させられた脆弱性に懸念を表明し、

武力紛争下および紛争後の状況において女性が経験した最大限の脅威や人権侵害に深い懸念を表明し、とりわけ脆弱であるか不利なそれらの女性や女兒は、特に暴力の標的とされ若しくは増加した危険にあることを認識し、そしてこれに関連して、移行期司法措置が、女性の人権の最大限の侵害およびこれらの侵害並びに強制移送、強制失踪および民間の社会資本の破壊の女性と女兒に対する区別された影響に対処することを確保するためより多くのことがなされなければならないことを認識し、

武力紛争および紛争後の状況により影響を受けた女性に対する最大限の医療の、法的、心理社会的および暮らしのサービスの提供を含む、人道支援援助と資金調達を確保することを求めている加盟国並びに国際連合組織の重要性を認識し、そして差別無しに、レイプの結果としての妊娠に関するものを含む、最大限の性と生殖医療サービスへのアクセスの必要性に留意し、

武力紛争下および紛争後の状況における女性と女兒を含む、文民に対して犯されたおよび／若しくは直接影響をする、レイプおよび性的とジェンダーに基づく他の形態の暴力、殺害と傷害、人道援助に対する障害および大量の強制移送に関与したものを含む、国際法のあらゆる違反について安保理の強い非難をくり返し表明し、

国家が、その領域内のおよび国際法によって規定されたようにその管轄権の対象となる全ての人々の人権を尊重しそして確保する主要な責任を負っていることを認識し、そして武力紛争の当事者が文民の保護を確保する主要な責任を負っていることを再確認し、

持続可能な平和は、政治的、安全保障、ジェンダー平等を含む人権、そして法の支配と司法活動との間の一貫性に基づく統合された対処方法を要求することを再確認し、そしてこれに関連して紛争予防、平和維持活動、紛争解決および平和構築の主要な要素の一つとしての法の支配の重要性を強調し、

とりわけ紛争予防、解決および平和構築における女性の関与を高めることを確保するために、それ自身の活動における、女性、平和および安全の公約の実施に対してより組織的に注意する必要性を認識し、そしてこれに関連して女性、平和および安全に関して時宜を得たまた組織的に報告することの必要性に留意し、

紛争予防、解決および平和構築に対する女性組織を含む市民社会の重要な貢献並びにこれに関連した女性と国内のまた国際的な意思決定者との間の持続的な協議や対話の重要性に留意し、

格差に対処しそして武力紛争の根本原因に対処する手段としての国際連合の現場における平和および安全、人権並びに開発活動国際の平和および安全の追求における女性と女児の安全に対する脅威との間のつながりを強化する必要性を認識し

女性の経済的な地位と能力の強化が、武力紛争から脱しつつある社会の安定に大いに貢献することを認識し、そして 2013 年 9 月 26 日の平和構築のための女性の経済的な地位と能力の強化に関する平和構築委員会の宣言 (PBC/7/OC/L.1) を歓迎し、

武器貿易条約の採択を認めそして輸出締約国は、ジェンダーに基づく暴力の重大な行為若しくは女性と子どもに対する重大な暴力行為を犯すかまたは助長するために用いられている通常兵器もしくは品目が対象とされる危険を考慮するものとするという同条約第 7 条(4)の規定に留意し、

武器貿易条約の実施が、武力紛争下および紛争後の状況における女性と女児に対して犯される暴力を削減することに果たし得る重要な貢献を期待し、

加盟国の取組を歓迎し、そして地域の、国のまた地方のレベルでの決議 1325 (2000) およびその後の女性、平和および安全の諸決議を、行動計画の策定および枠組の実施を含んで、履行することにおける、地域的および準地域的機構の取組を認識し、そして加盟国に対し、強化した監視、評価と調整を通じたものを含む、そのような実施を追求し続けることを奨励し、

1. その自らの活動における決議 1325 (2000) の首尾一貫した実施の必要性を認識しそして実施における進展を監視すること、また女性と女児に関する武力紛争の影響、平和構築における女性の役割

および和平プロセスと紛争解決のジェンダーの次元に関する情報と分析の欠如と質に結びついた課題に対処することによるものを含む、紛争解決と平和構築における女性の指導力並びに参加について、より注意を集中する意図である。

2. 安保理の議題の状況のために、女性と女兒に関する武力紛争の影響、平和構築における女性の役割および和平プロセスと紛争解決のジェンダーの次元に関する時宜を得た情報と分析の必要性を認識し、そしてそれ故以下のことを行う。

(a) 女性、平和および安全に関連がある問題についての事務次長/UN-ウィメンの事務局長および事務次長/紛争における性的暴力に関する事務総長特別代表によるより定期的な説明を歓迎する

(b) DPKO、DPA および関連する上級官僚に対し、その定期的な説明の一部として、実施を含む、女性、平和および安全に関連がある問題について安全保障理事会に最新情報を提供することを要請する。

(c) 事務総長および彼の特使並びに国際連合使節団に対する特別代表に対し、その定期的な説明の一部として、紛争の予防と解決、平和と安全の維持および紛争後の平和構築に関連する話し合いに参加する女性を、女性の組織を含む、市民社会との協議を通したものを含んで、招請することにおける進展について安保理に最新情報を提供することを要請する。

(d) DPKO および DPA に対し、安保理に対するその報告書の中に、女性、平和および安全に関連がある問題についての情報および関連する勧告を系統的に含めることを要請する。

(e) 安保理の議題に関する状況を調査する国際連合が設立した全ての調査委員会に対し、その説明の中に、武力紛争および紛争後並びに移行の状況の期間中、犠牲者に対する説明責任、正義および保護を先に進める勧告を特に強調しつつ、女性と女兒に関する武力紛争の区別された影響に関する情報を、含めることを招請する。

3. 武力紛争下の文民の保護、紛争後の平和構築、国際の平和および安全の維持における法の支配の促進と強化、アフリカにおける平和と安全、テロ行為を原因とする国際の平和および安全に対する脅威、そして国際の平和および安全の維持を特に含む、その議題に関する活動に関連する全てのテーマ別の分野における女性、平和および安全の問題にその注意を増やす安保理の意図を表明する。

4. 国際連合使節団の職務権限を制定しまた更新する場合、適切な場合にはジェンダー・アドバイザーの任命を通したものを含んで、紛争および紛争後の状況におけるジェンダー平等の促進と女性の地位と能力の向上に関する規定を含めるといふ、安保理の意図をくり返し表明し、そしてこれらが使節団

内の命じられた任務の場合、選挙準備および政治過程、武装解除、動員解除および再統合計画、治安部門および司法改革、並びにより広い紛争後の再建過程を女性の完全な参加と保護を助長する規定に含める安保理の意図を更に表明する。

5. 国際連合平和維持活動指導部に対し、武力紛争および紛争後の状況における女性の人権侵害を評価することを要請し、そして平和維持活動に対し、その職務権限を守りつつ、安全上の脅威と武力紛争および紛争後の境遇における女性と女兒が直面している保護の課題に対処することを要請する。

6. 女性組織を含む、市民社会の、本部でのまた安保理の現地調査期間中における安保理理事国との相互交流の重要性を認識しそして紛争地区への安保理の定期的な現地訪問に現場での地方の女性および女性組織との相互交流の会合を含めることを確保することを約束する。

7. 武力紛争の防止および解決、平和および安全の維持並びに紛争後の平和構築に関係するあらゆる話し合いへの女性の参加およびジェンダーに関連する問題の審議を増やす継続的な必要性を認識し、そしてこれに関連して、安保理は以下のことを行う。

(a) 事務総長特使および国際連合使節団に対する特別代表に対し、その展開の早期から、社会的およびまたは経済的に排除された女性集団を含む、女性組織および女性の指導者と定期的に協議することを要請する。

(b) 関係する加盟国に対し、特に、地区の市民社会に対する貢献を増加することを通して、決議 1325 (2000) の履行に関する活動を支援し、そして女性の指導力開発と意思決定のあらゆるレベルにおける完全な参加を支援する組織の能力を高めるための専用の資金調達制度を策定することを奨励する。

(c) 事務総長に対し、平和構築のジェンダーの次元について、全ての国際連合仲介チームにジェンダーの専門知識およびジェンダー専門家を利用可能とすることにより、和平交渉の交渉する代表団、および仲介支援チームの構成員の知識を強化することを要請し、また事務総長に対し、国際連合仲介者としてまた国際連合仲介チームの構成の範囲内で、上級レベルでの女性の任命を支援することを更に要請し、そしてそのような和平交渉の全ての当事者に対し、意思決定レベルに女性の平等且つ完全な参加を促進することを求める。

8. 選挙の前および期間中、女性の安全に対し具体的な注意が払われなければならないことに留意

しつつ、選挙過程のあらゆる側面において女性の完全且つ平等な参加を確保する、国際連合組織からの支援を得て、紛争後の選挙過程を実施したその取組で憲政上の改革が続いている加盟国の重要性を強調する。

9. 部隊および警察要員提供諸国に対し、国際連合平和維持活動への展開において女性の軍人および警察官の割合を高めることを奨励し、そして部隊および警察要員提供諸国に対し、その責任を実行するのに適切な訓練を得た全ての軍事および警察要員を提供すること、そして関連する国際連合組織に対し、適切な指針若しくはとりわけ性的およびジェンダーに基づく暴力の予防に関する国際連合展開前の筋書きに基づいた訓練を含む、訓練モジュールを利用可能とすることを更に奨励する。

10. ジェンダー対応の法的な、司法のそして治安部門の改革および他の制度を通したものを含む、紛争および紛争後の境遇における司法への女性のアクセスにおける障害に対処する継続的努力の必要性を強調する。

11. 加盟国、国際連合組織および金融機関を含む、関係する全ての当事者に対し、国の機関、とりわけ司法および保健制度、の能力の策定と強化を、また武力紛争および紛争後の状況により影響を受けた女性並びに女子に対する持続的な援助を提供するため地方の市民社会のネットワークの策定と強化を、支援することを促す。

12. 加盟国に対し、刑事責任の免除を終わらせるその関連義務を遵守することおよび戦争犯罪、ジェノサイド、人道に対する罪若しくは国際人道法の他の重大な違反に対して責任を有する人を徹底的に調査しそして訴追することを求め、そして女性と女兒に対する国際的に関心のある最も重大な犯罪に対する刑事責任の免除に対する闘いが、国際刑事裁判所、アド・ホックおよび混合法廷並びに国内法廷の特別裁判部の活動を通して強化されてきたことに更に留意する。

13. これに関連して個人の権利の侵害に対する賠償金の権利に関する国際法の適用可能な規定を想起する。

14. 加盟国および国際連合組織に対し、小型武器の違法な譲渡および悪用と闘いまた根絶する取組に女性の完全且つ意味ある参加を確保することを促す。

15. 決議 1325 (2000) を履行することにおける地球規模の、地域のそして国のレベルでの進展を評価し、約束を更新しそして決議 1325 (2000) の履行において生じてきた障害と制約に対処するため、2015 年ハイレベル・レビューを召集する安保理の意図をくり返し表明し、著しい履行の変化なしに、女性および女性の観点が、近い将来のための紛争予防、解決、保護並びに平和構築において過小状態であり続けていることに懸念をもって更に認識し、そしてそういうものとしてそのような加盟国、適切な場合には地域的機構および決議 1325 (2000) の履行を支援する枠組および計画を策定してきた国際連合組織に対し、既存の履行計画および目標を再検討することを開始し、そして加盟国の為に、2015 年ハイレベル・レビューに間に合うように、新しい目標を公式化するための進展と準備を評価しまた加速することを奨励する。

16. 事務総長に対し、ハイレベル・レビューのための準備において、良い慣行の実例、履行の格差と課題に興味を集中させつつ、並びに活動のための傾向と優先事項を生じさせつつ、決議 1325 (2000) の履行に関する地球規模の研究を委任することを招請し、そして事務総長に対し、2015 年の安全保障理事会に対する彼の年次報告書の中で、この研究の結果を提出することまた国際連合の全ての加盟国に対しこれを利用可能とすることを更に招請する。

17. 安保理の女性、平和および安全職務権限の履行を、2015 年ハイレベル・レビューの前の安保理の定期的な現地訪問の一つの焦点とする安保理の意図を表明する。

18. 事務総長が、決議 1325 (2000) の履行についての進展の最新情報を提供している安保理への年次報告書を提出することを続け、そして 2014 年 10 月までに彼の次の報告書を提出すること並びに格差と課題に興味を集中させつつ、女性、平和および安全課題のあらゆる分野を通した進展の最新情報をその報告書に含めることを要請する。

19. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。